



整備項目 5つの原則	2 出入口	3 廊下等	4 階段	5 階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路	6 エレベーターおよびその乗降ロビー	7 特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機	8 便所	9 浴室等	10 宿泊施設の客室	11 観覧席・客席	12 敷地内の通路	13 駐車場	14 標識	15 案内設備	16 案内設備までの経路	17 公共的通路	18 洗面所	19 屋上またはバルコニー	20 カウンターまたは記載台	21 公衆電話	22 自動販売機・水飲み器	23 コンセントまたはスイッチ	24 緊急時の設備等	25 手すり	
																									1
D 身体への負担軽減	1																								
	2																								
	3																								
	4																								
	5																								
	6																								
	7																								
	8																								
	9																								
	10																								
	11																								
	12																								
	13																								
	14																								
	15																								
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他 配慮事項																									
E 快適性	1																								
	2																								
	3																								
	4																								
	5																								
	6																								
	7																								
	8																								
	9																								
	10																								
	11																								
	12																								
	13																								
	14																								
	15																								
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他 配慮事項																									
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

配慮事項	5つの原則	整備項目	提案項目No.	配慮事項

備考

- 「5つの原則」の各項目については、別に定める配慮指針に対応しています。
- 5つの原則の欄は、整備項目ごとに配慮指針に掲げる措置が講じられている場合に、 を記入してください。
- 小計欄は、整備項目ごとに配慮指針に掲げる措置を講じた数( の数)の合計を、記入してください。
- その他配慮事項の欄は、配慮指針に掲げる措置以外で自主的に配慮した項目がある場合に、記入してください。
- 合計欄は、「5つの原則」の各項目の小計の合計を、記入してください。
- 欄は、その他配慮事項の欄で記入したものについて、配慮した事項を記入してください。

整備の適合状況  
 配慮事項総数  適合状況   
 ・適合状況には、配慮事項総数に応じて、6～10は「 」、11～20は「 」、21～30は「 」、31～40は「 」、41～50は「 」、51以上は「 」と表示する。